

神奈川県がん対策推進審議会部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、神奈川県がん対策推進審議会規則第6条に基づく部会の設置について定める。

（部会）

第2条 神奈川県がん対策推進審議会に、次の部会を設置する。

（1）がん登録部会

（所掌事項）

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）がん登録部会

ア がん登録等の推進に関する法律第18条、第19条、第21条及び第22条に規定する都道府県がん情報等の利用もしくは提供に関する専門的、技術的な検討及び提供可否の判断

イ その他がん登録事業の推進に関し必要な事項

（委員の任期）

第4条 部会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課で処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年〇月〇日から施行する。